

変 更 概 要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に定める「1 都市計画の目標」、「2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」、「3 主要な都市計画の決定の方針」の各事項について、都市計画に関する基礎調査、社会経済情勢の変化、平成 26 年 8 月の都市再生特別措置法改正、その他の地域の動向等を勘案し、現行計画の都市計画決定時からの見直しの必要性が生じた箇所について、記載内容を変更する。

主要な変更箇所及び変更内容は、下記に示すとおりである。

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

- ・「近年においては、大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災その他迅速な復興等に資する国土強靱化を推進するため、高規格幹線道路のインターチェンジ周辺をはじめとする県内全域において、防災・減災と地域成長の両立を目指す「内陸のフロンティア」を拓く取組を展開している。」を加える。
- ・都市づくりの基本理念について、次のとおり変更する。
 - ① 連携と交流による、にぎわいと活力あふれるコンパクトな都市づくり
 - ② 快適な都市基盤を創出し、いつまでも住み続けたい都市づくり
 - ③ 災害に強く安全で安心して暮らせる都市づくり
 - ④ 美しい自然、歴史、文化と調和・共生した都市づくり
 - ⑤ 豊かな人材が支えあい、住民・企業・行政がともに進める都市づくり

(2) 地域毎の市街地像

3) 工業地域

- ・「「内陸のフロンティア」を拓く取組に位置付ける森掛川インターチェンジ周辺地区、森町中川下地区及び袋井市豊沢地区は産業拠点として位置付け、工業地形成を図る。」を加える。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

4) その他の土地利用の方針

②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・開発を抑制する区域として「津波のおそれがある区域」を加える。

④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・「内陸のフロンティア」を拓く取組に位置付ける森掛川インターチェンジ周辺地区、森町中川下地区及び袋井市豊沢地区においては、都市計画上の影響を予測した立地評価を行い、整備の見通しが明らかになった段階で農林業等の調整を行った後、用途地域の拡大を図り、計画的な整備を図る。」に変更する。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

③主要な施設の整備目標

- ・優先的に基準年次からおおむね 10 年以内に整備することを予定する施設として「3・4・57 川井山梨線」等を加え、「3・4・2 東通久能線」等を削除する。

2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

①基本方針

ア. 下水道及び河川の整備の方針

- ・「下水道の整備に当たっては、静岡県生活排水処理長期計画に基づき他の污水处理施設との経済比較や水質保全効果、地域特性、住民の意向等を総合的に判断し、効率的かつ早期に整備可能となる手法により、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図る。」に変更する。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

2) 市街地整備の目標

- ・基準年次からおおむね 10 年以内に整備することを予定する市街地開発事業として「袋井駅南都市拠点地区」を加え、「上山梨第二地区」等を削除する。